平成２６年度より

１人親世帯の学童保育料減免制度が始まります

この度、嘉手納町では放課後学童クラブの母子・父子世帯を対象とした減免制度を実施します。対象の方は別途申請が必要となりますのでご協力よろしくお願いします。

**支給対象となる家庭**

　今回学童保育料の減免制度の対象は、１人親世帯（母子・父子）であり、かつ、２６年度の市町村民税が非課税である世帯です。

**減免制度を受けるための手続き等**

学童保育料の減免制度の対象の方は『利用料金減免申請書』に必要事項を記入の上、役場窓口（子ども家庭課）まで提出してください。その後、内容を審査し、決定通知もしくは、却下通知を送付いたします。

**減免制度内容**

　保護者が支払うこととされている学童保育料が１人当たり１万円から、１人当たり月額５千円となります。

**減免制度の適用期間**

　減免制度の適用期間は平成２６年度となっています。そのため、２６年分の学童保育料としてこれまでお支払いになられた分の学童保育料にも適用されることになります。

　対応といたしましては今までお支払いいただいた学童保育料を今後の学童保育料へ充当していきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

お問い合わせ　嘉手納町役場　子ども家庭課　児童福祉係

　　　ＴＥＬ：０９８－９５６－１１１１（内線：１２３）